

平成26年第4回北海道議会定例会〔予算特別委員会・建設部所管〕開催状況

開催年月日 平成26年12月16日(火)
 質問者 民主党・道民連合 高橋 亨 委員
 担当部課 建設部土木局河川砂防課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 土砂災害警戒区域における基礎調査について</p> <p>広島土砂流出災害、これがあってから各地で様々なと言いますか、未調査の状況が明らかになってきたということで国は早急な調査の必要性を認めまして、法改正をする、来年1月に実施、施行と言うことになる訳でございますけれども、土石流だとか地滑りだとかいうのは北海道は割と災害が少なく、どちらかと言えば、意識が非常に低いというようなこともあるのかなと思っておりますが、近年の気象状況を見ますと予想しないことが非常に起きてくるということもある訳でございます、逆に言うと、北海道も様々な状況変化の中ではこういう災害も起きてくるということ意識しなければならぬと思っております。</p> <p>(一) 避難場所・避難ルートの周知について</p> <p>そこで、道内の土砂災害危険区域における避難場所、また、それぞれの自治体が設置することになっておりますけれども、危険区域から避難場所への避難ルートについての住民への周知が十分になされているのかどうかお聞きしたいと思っております。</p> <p>再 避難場所・避難経路の周知について</p> <p>周知がですね、全国平均74%、北海道が30%という全体から見ると三分の一ほどしか周知がされていないというか、そういう意味でいけばですね、非常に低い率になっている訳ですけれども、この理由と今後の周知への対策をどのようにお考えになっているのかをお聞きしたいと思っております。</p> <p>(二) 防災訓練実施について</p> <p>周知がですね、徹底されていない、ルートも分からないという状況であります、大変あの何かあってもどうしていいか分からないということになって被害がまた拡大していくという可能性が非常にありますけれども、それからですね、一方では訓練ですね、避難訓練なども十分に行われているのかということを見ますと、先般の新聞では全国においても避難訓練というのが必ずしも十分に行われているという状況ではない訳でございますが、北海道の場合はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。</p> <p>再 防災訓練実施について</p> <p>防災訓練も5%しかやっていないということは殆どやっていないと言うに等しい数字だと思うわけでございますけれども、低い理由ですね、先程、災害が少ないからということとその認識が薄いんじゃないかということもありましたけれども、防災訓練の低い理由をどのように認識されているのか、また、これからの訓練実施に向けた対応はどのようにされていこうとお考えなのか、お聞きしたいと思います。</p>	<p>○砂防災害担当課長 山田 宏治</p> <p>避難場所・避難ルートの周知についてであります国土交通省が行った土砂災害危険箇所を有する全国の市町村における10月1日時点の状況調査では、ホームページや各戸配布といった方法で避難場所などを周知した危険箇所の割合が全国では74%となっており、北海道では30%となっているところでございます。</p> <p>○砂防災害担当課長 山田 宏治</p> <p>避難場所・避難ルートの周知についてであります北海道においては、過去に土砂災害を経験していない市町村が多くあり、全国に比べ避難場所などを周知している割合が低いものと考えているところでございます。</p> <p>道としては、住民への避難場所の設定などについて直接市町村へ赴き必要な助言を行っているところであり、今後とも、住民への啓発について一層取り組んでまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>○砂防災害担当課長 山田 宏治</p> <p>防災訓練の実施状況についてであります、防災訓練を実施している危険箇所の割合は全国で35%、北海道では12%であり、そのうち、年1回以上防災訓練を実施している危険箇所は、全国で19%、北海道では5%であったところでございます。</p> <p>○土木局長 金田 幸一</p> <p>防災訓練の実施状況についてでございますが、道では、平成18年度から住民の防災意識の向上や市町村の警戒避難体制の強化を図る目的で、国や市町村など関係機関や土砂災害の危険がある地区に居住する地域住民の方々が参加する防災訓練を全道各地で実施しているところでございます。</p> <p>しかしながら、本道における土砂災害に対する防災訓練の実施が十分でないことから、来年度から国や市町村との連携を一層強め、訓練に関する先進事例の周知を図るとともに、住民へ広く参加を呼びかけるなどして防災訓練の充実に努めてまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>例えば、原子力防災計画だとかということで、毎年毎年、道が中心となって訓練もされているということもありますし、様々な地域によってはですね、その訓練の趣旨は違うにしても毎年様々なことが行われているということは分かっているんですが、この土砂災害の危険区域に関わつての避難場所や避難ルート、更にはどうやって逃げていくかという訓練だとかというのは、非常に率が悪いということですね。</p> <p>先程、お話しがあったように北海道においてはあまり災害が多くなかったからということはあるかと思いますが、しかし、現実の問題として大規模なことが起きていた、その地域への開発の問題も含めてあったかもしれませんが、しかし、認識の問題と訓練がどうも北海道の場合は他に比べて非常に低い訳でございますから、なんとかきちんとですね、このことについて対応していかないとはいっている訳です。</p> <p>他都市の状況といいますか、先進地の周知をしていくということですから、それはそれでいいんですけども、例えば、そのことによって訓練が実際に行われたかというこのフォローアップだとかということもですね、道が中心になってやっていかなければならないんだろーと思っております、是非その対応などもお願いしたいなと思っております。</p> <p>(三) 今後5年間の計画について 国は全国525,000箇所ある危険区域の基礎調査を新年度から概ね5年間をめどに実施するということですが、この場合、北海道はおよそ9,000箇所基礎調査の実施箇所が有るということになる訳でございますが、どのように今、取り組んでいかれようとするのかお聞きしたいと思います。</p> <p>(四) 基礎調査終了後の指定などについて 国は5年と言っているわけですから、道もそれに沿って5年を目途にですね、やっていくということなんでしょうけれども、その調査の結果ですね、調査終了後、警戒区域や特別警戒区域などを指定することになるわけでございますけれども、それでなくとも、今までも土地の資産価値は下がるとかということも含めて、地権者などもですね心配があるというふうにも思っておりますけれども、犠牲者を出さないということが、最重点でございますから、そのことはわかるわけでございますけれども、この基礎調査もですね結果としてこれに対するですね、対応をどのように取り組んでいかれるのかお聞きしたいと思います。</p> <p>(五) 指定後の具体的な対策について 基礎調査によりましてですね、土砂崩れの今言ったように警戒区域や特別警戒区域など、これらに指定された場合のフォローもですね、さらに指定場所のソフト対策について、具体的に道として、どのように進められていくのか、お聞きしたいと思います。</p>	<p>○土木局長 金田 幸一 土砂災害警戒区域の基礎調査についてでございますが、この度の改正法においては、警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の早期完了に努めるように附帯決議がなされたところでございます。</p> <p>こうした状況を踏まえ、道といたしましては、来年度から基礎調査を加速させるため、調査コストの縮減を検討しており、今後さらに、国費率の嵩上げや起債充当など地方負担の軽減について、国に求めるなどして必要な予算の確保に努め、現在、未調査箇所を実施しております危険箇所における人家などの状況を把握するための現況調査の結果や市町村の意向なども踏まえまして、必要性や優先性を見極め、基礎調査の早期完了に向けて、最大限取り組んでまいります。</p> <p>○砂防災害担当課長 山田 宏治 基礎調査後の取り組みについてでございますが、この度の改正法においては、住民に土砂災害の危険性を認識していただくとともに、警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、調査結果について公表することが義務付けられたところでございます。</p> <p>道としては、これまでも、警戒区域の指定に向けた住民説明会の開催に必要な土地所有者の一覧や予定区域の資料などを提供するといった市町村への支援を行うとともに、説明会では、基礎調査結果について説明を行い、区域指定の意義や目的などについて理解が得られるよう取り組んでいるところでございます。</p> <p>今後、調査結果について速やかに公表するとともに、市町村への支援や住民への丁寧な説明などに一層取り組んでまいります。</p> <p>○砂防災害担当課長 山田 宏治 区域指定後の避難体制の充実・強化についてでございますが、この度の改正法では、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所、避難経路等を定めることや、区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する警戒情報の伝達等について定めることなど避難体制の充実・強化を図ることとされてるところでございます。</p> <p>道としては、こうした法改正の趣旨を市町村に周知徹底するとともに、ハザードマップの作成や地域防災計画の修正に必要な助言を行うなど、避難体制の整備促進に向け、市町村への支援や連携強化に取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) 対策目標年次について</p> <p>国は5年間で調査をしない、道もそれに沿って調査をしていきます。調査をした結果、指定をしなければならない。指定をした後に、先ほど言ったようにソフトの面、ハードの面は市町村もあるでしょうけども、そういうきちっとした体制をどう整備していくのかということは、その次に出てくるわけですけども、少なくとも、災害を未然に防ぐために、これも急がなければならないというふうに思っているのですが、その目標年次をどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと。</p> <p>来年1月から施行でございますけれども、今まではですね、いろいろ議論の経過からすると年間4億円、だいたい200箇所くらいこうやってきたと。残りが9千強あるということですね。ということなんでまいりますと5年間で、今まで200箇所、年間200箇所、2000箇所、ほぼ10倍になってくると、予算を考えていってもですね、国は1/3の補助だとすればですね、これは単純に4億を10倍して40億、単純にね。1/3は補助がありますから、27億円用意しなければならない年間ね。27億円といたら、今までの7倍ということなるわけですね。7倍の予算を道として確保していかないと計画通りにはいかないうことになるわけだから、財政とやりとりもあるんだろうというふうに思いますけども、これは今度災害にかかる問題ですからきちんとですねその予算確保に向けて対応をしていただくということをお願いして質問を終わります。</p>	<p>○建設部長 下出 育生</p> <p>土砂災害対策についてでございますが、近年、道内各地で局地的な集中豪雨が相次いで発生しているなど、これまで以上に土砂災害に対する道民の関心が高まってきており、土砂災害から地域住民を守る観点から、住民の防災意識向上に向けた取り組みは、大変重要であると考えているところであります。</p> <p>このため、道といたしましては、警戒区域の指定に向けた基礎調査を加速させるとともに、市町村地域防災計画の修正をはじめ、道と気象台が提供する土砂災害警戒情報の周知や避難勧告等発令基準の策定促進など、市町村の警戒避難体制が早期に整備されるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。</p>